「	7　道（府県）民税所得割臨時交付金	1　道（府県）民税所得割臨時交付金
	8　地方消費税交付金	1　地方消費税交付金
	9　ゴルフ場利用税交付金	1　ゴルフ場利用税交付金
	10　自動車取得税交付金	1　自動車取得税交付金
	11　軽油引取税交付金	1　軽油引取税交付金
	12　国有提供施設等所在市町村助成交付金	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金

を

「	7　地方消費税交付金	1　地方消費税交付金
	8　ゴルフ場利用税交付金	1　ゴルフ場利用税交付金
	9　自動車取得税交付金	1　自動車取得税交付金 2　旧法による自動車取得税交付金
	10　軽油引取税交付金	1　軽油引取税交付金 2　旧法による軽油引取税交付金
	11　国有提供施設等所在市町村助成交付金	1　国有提供施設等所在市町村助成交付金

に改める。」

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第七条　総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

別表地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の項中「第二十六条第三項及び第四十三条（これらの規定を」を「第二十六条第三項（第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三十七条の二第三項、第四十三条（に改め、「第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）」の下に「、第三百十四条の七第三項」を加え、同表地方税法施行規則の項中「第二条の五の二第一項」を「第一条の十六第一項、第一条の十七第二項及び第三項、第二条の五の二第一項」に改める。

（地方債に関する省令の一部改正）

第八条　地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二第一項中「変更された市町村」の下に「（特別区を含む。以下この条において同じ。）」を加え、「年度の地方交付税法の規定に基づく普通交付税の額、基準財政収入額並びに特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税及び地方揮発油譲与税」を「年度における令第十三条第四号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額」に、「特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方揮発油譲与税及び石油ガス譲与税）の収入見込額並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」を「令第十三条第三号の普通交付税の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とし、特別区にあっては同条第五号の普通交付金の額、基準財政収入額及び同号に規定する特定収入見込額とする。）並びに法第五条の三第四項第一号に規定する算入公債費等の額」に改め、同項第三号中「計算した当該年度の初日の属する年の四年前の」の下に「年の」を加え、同条第二項中「四年前の年度の四月一日の属する年度以後」を「四年前の年の四月一日の属する年度以後」に改める。

附則第一条の二中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）」を「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下「平成二十八年地方税法等改正法」という。）第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号。以下「廃止前暫定措置法」という。）及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法」に改める。

附則第二条の二第一号中「地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年総務省令第二十九号。以下この項において「改正省令」という。）第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則（平成二十年総務省令第八十六号。以下この号において「廃止前暫定措置法施行規則」という。）及び改正省令附則第四条の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法施行規則」に、「から地方法人特別税等に関する暫定措置法」を「から廃止前暫定措置法及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる廃止前暫定措置法」に、「以下「減収額」を「次号及び第三号において「地方法人特別税等減収額」に改め、同条第二号中「次号」を「以下この条及び附則第二条の十五」に「減収額」を「地方法人特別税等減収額」に改め、同条第三号中「減収額」を「地方法人特別税等減収額」に改める。

附則第七条第一項を削り、同条第二項中「平成三十年度から平成三十二年度までの間」を「平成三十一年度」に、「同条第一項中「及び地方揮発油譲与税」とあるのは「、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「及び石油ガス譲与税」とあるのは「、石油ガス譲与税、交通安全対策特別交付金、分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。）」と、「並びに算入公債費の額及び算入準公債費の額」とあるの